

第30号議案

中間市火災予防条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成29年6月6日提出

中間市長職務代理者 中間市副市長 後藤 哲治

## 中間市火災予防条例の一部を改正する条例

中間市火災予防条例（昭和37年中間市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第43条に次の1項を加える。

- 2 消防長は、前項の届出を受理したときは、同項の届出の内容を確認するため現地調査をすることができる。

第47条の次に次の1条を加える。

（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）

第47条の2 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

- 2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。
- 3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手續は、規則で定める。

### 附 則

この条例は、平成29年8月1日から施行する。ただし、第47条の次に1条を加える改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

中間市火災予防条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(防火対象物の使用開始の届出等)</p> <p>第43条 (略)</p> <p><u>2 消防長は、前項の届出を受理したときは、同項の届出の内容を確認するため現地調査をすることができる。</u></p> <p><u>(防火対象物の消防用設備等の状況の公表)</u></p> <p><u>第47条の2 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。</u></p> <p><u>2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。</u></p> <p><u>3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。</u></p>	<p>(防火対象物の使用開始の届出等)</p> <p>第43条 (略)</p>